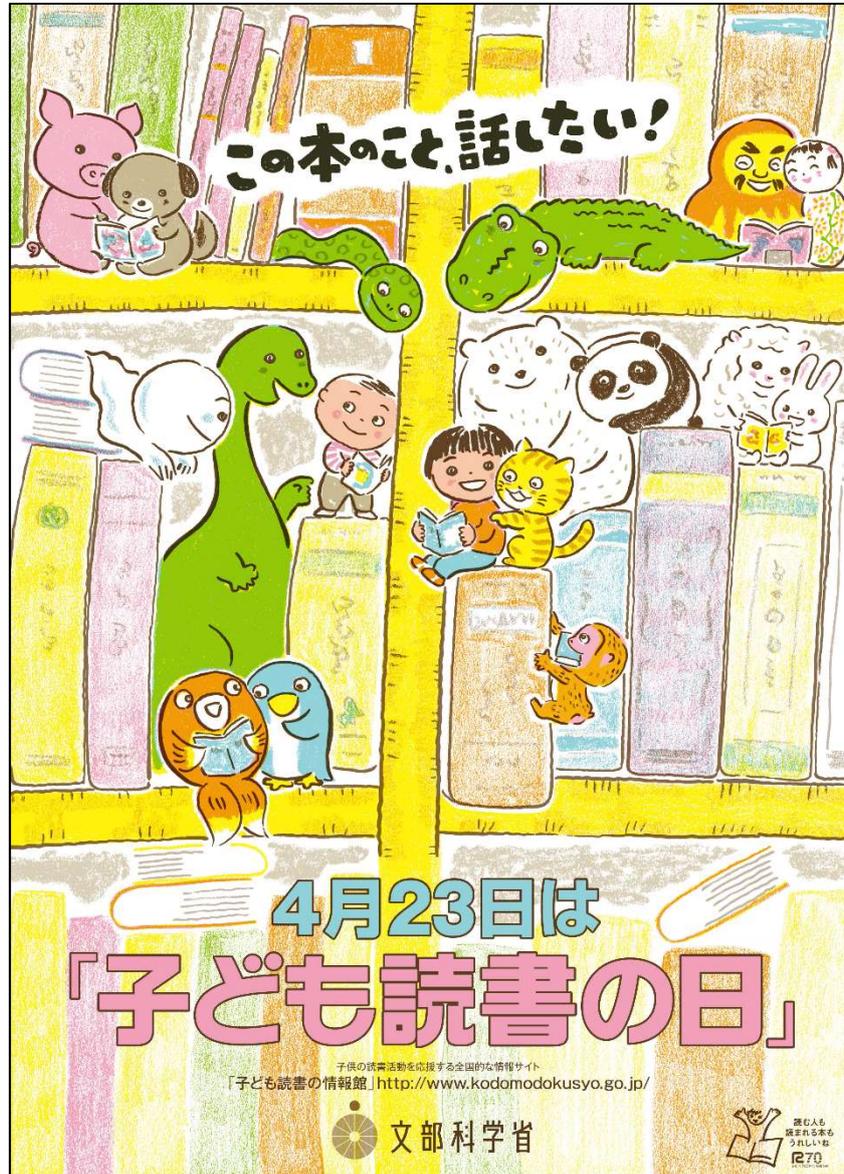


吉崎市子ども読書活動推進計画



《平成31年「子ども読書の日」ポスター》

吉崎市教育委員会
平成31年3月現在

目次

第1章 ぎ岐市子ども読書活動推進計画の策定にあたって

- 1 子ども読書の意義 1
- 2 計画策定の目的 1
- 3 計画の対象 2
- 4 計画の期間 2

第2章 子ども読書活動推進計画の基本的な考え方

- 1 ぎ岐市のめざす姿 2
- 2 計画の基本方針
 - (1) 各読書活動機関の連携・協力 2
 - (2) 発達段階に合わせた考え方 2
 - (3) 家庭、地域、各読書活動機関を通じた子どもの読書活動の推進 . 3
 - (4) 読書活動推進のための環境整備・充実 3

第3章 計画推進のための取組（現状及び目標）

- 1 家庭・地域における読書活動の推進
 - (1) ブックスタート事業による保護者への啓発 4
 - (2) 「家族10分間読書運動」の推進 4
 - (3) 地域・地区公民館での読書活動の推進 4
- 2 保育所・幼稚園・認定こども園、小学校・中学校における
子どもの読書活動の推進 5
- 3 公共図書館における読書活動の推進
 - (1) 図書の実充実および環境の整備 7
 - (2) 乳幼児向けおはなし会 8

| | |
|--------------------------|----|
| (3) 乳幼児および児童へのサービスの維持・充実 | 8 |
| (4) 中高生向けのサービスの維持・充実 | 9 |
| (5) 学校図書館との連携 | 9 |
| (6) 読み聞かせボランティアの養成と支援 | 9 |
| (7) 広報・啓発活動の充実 | 9 |
| (8) 公共図書館事業の取組 | 10 |

4 図書ボランティアによる読書活動の推進 10

| | |
|-------------|----|
| (資料1) 用語の解説 | 12 |
|-------------|----|

| | |
|-------------------------|----|
| (資料2) 子どもの読書活動の推進に関する法律 | 14 |
|-------------------------|----|

第1章 吉崎市子ども読書活動推進計画の策定にあたって

1 子ども読書の意義

本には自分の知らない世界や人との出会い、さまざまな考え方が書かれています。子どもが本を読むことを楽しいと感じ、それが子どもの心の成長を助け、人間形成にも大きな影響を与えます。

また、子どもは本を読むことで言葉や知識を獲得し、思考力を高め、創造力や表現力を豊かにし、広い視野に立って自分の価値観を形成して行くことができます。そして、新しい知識を得てそれを探求して行く喜びを味わうことにも繋がります。さらに、自分を客観化出来るようになれば、困難に直面しても、ことからの筋道をはっきりさせ問題を解決出来るようになります。

今日の社会に氾濫する情報の中から、自分にとって何が必要なのか、そして将来社会の一員として何が正しいのかを冷静に見極め判断する為には、子どもへの読み聞かせ（※1）（読み語り）（以下「読み聞かせ」という。）や子どもの読書が最も大切です。家族をはじめ身近な人と愛情を深めたり、共感し合ったりすることで、人間関係を培っていく基礎にもなるでしょう。

2 計画策定の目的

近年、子どもたちを取り巻く環境は急激に変化し、テレビ、携帯電話、インターネット、ゲームなどのさまざまな情報メディアの発達・普及により、多様かつ大量の情報が簡単・瞬時に入手できるようになりました。このような情報化によって利便性が向上した反面、テレビやインターネットを見る時間に比べ読書時間が極めて少なくなり、文字・活字離れが懸念されています。

このような状況から、国においては平成13年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が制定され、「すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。」という基本理念のもと、地方自治体における読書活動推進の責務についても明らかにされました。その後、国、県において5年ごとに「子ども読書活動推進計画」が策定されているところです。

全国の小・中・高等学校の児童生徒の読書状況について、全国学校図書館協議会と新聞社が共同で行っている読書調査（平成30年度第64回読書調査）によると、子どもの1カ月の平均読書冊数は、小学生9.8冊、中学生は4.3冊、高校生が1.3冊となっており、年齢とともに減少しています。小・中学生は高い数値を示していますが、継続的な読書習慣を身につけるための取組が今後も必要不可欠です。

人間が社会の中で生きていく上で基本であり不可欠なものは「言葉と知識」ですが、読書は言うまでもなく、これらを習得するのに必要な「国語力」や「学力」の向上に資するとともに、感性を磨き、心の内面を豊かにするという「情操」の発達の上でも欠かすことのできないものです。読書は、人の知育、徳育に大きな効果が期待できるもので、特に、子どもの「読書活動」は、子ども自身の心身の成長や人格形成にとってかけがえのないものであり、このことは社会にとっても大きな影響を与えるものと判断できることから、吉崎市においても「吉崎市子ども読書活動推進計画」を策定することといたしました。

この推進計画は、子どもが読書を通して幅広い知識を身につけ、感性豊かで人間性あふれる吉崎っ子に成長することを願っています。そのためにも、家庭、地域、学校、図書館がそれぞれの役割を果たしつつ相互に連携しながら、すべての子どもがそれぞれの発達段階に合わせて、様々な本と出会える環境づくりを今まで以上にやる事を目的としています。

3 計画の対象

この計画における対象は、18歳以下のすべての子どもとします。

4 計画の期間

計画の期間は、2019年度から2023年度までの5年間とします。

第2章 子ども読書活動推進計画の基本的な考え方

1 吉岐市のめざす姿

家庭、地域及び保育所、幼稚園、認定こども園、学校、公共図書館、地区公民館、図書ボランティア（以下「各読書活動機関」という。）、と連携・協力し、あらゆる機会を捉えて読書および言葉の魅力や楽しさを感じることができるように努めます。そのために、読み聞かせや読書の時間を十分確保し、子どもの発達段階に合わせて読書の楽しさを伝えます。

子どもたちが自分にとって大切な1冊の本と出会えるためには、本を手にする環境を整備することが求められます。また、本を読んであげる人や本を届ける人など、子どもに読書の楽しさを伝える人の存在が大切です。大人自身が読書の意義を理解したうえで魅力的な本を子どもたちに提供できるよう、人材の育成に努めます。

2 計画の基本方針

吉岐市では国や県の基本計画および市のめざす姿を踏まえ、次の点を基本方針とします。

(1) 各読書活動機関の連携・協力

子どもの読書活動を効果的に推進するため、子どもの読書活動に関わる各読書活動機関が連携・協力し、推進する体制を整えて取り組むことが重要です。

連携には、状況に応じてさまざまな形態が考えられることから、実情に即した推進体制の整備が求められます。

(2) 発達段階に合わせた考え方

子どもの読書活動を推進するためには、すべての子どもが育つ環境である家庭、地域、各読書活動機関において、自主的な読書活動ができるよう、それぞれの子どもの発達段階や個性に応じた読書環境づくりが必要です。併せて、学校図書館や公共図書館の有効な活用方法を学んでおくことも必要です。

【乳児期】

赤ちゃんは、親から多くの語りかけやスキンシップを通じて、言葉と心を育みます。家庭での読み聞かせは、この両方を兼ねた最適な方法で、親子の絆を深める重要な役割を担っています。

また、公共図書館のおはなし会（※2）に親子で参加するなど、楽しい時間をともに過ごしていくことが、その後の読書活動につながる大切な習慣となります。

【幼児期】

多くの子どもが保育所・幼稚園・認定こども園に入り、それまでの家庭中心の生活から、集団生活の第一歩を踏み出す頃です。同年代の子どもと共に過ごす中で、言葉も豊かになり新しい世界が広がります。

また、園生活や催しの中で色々な絵本や図鑑などにふれあう機会も増え、お気に入りの絵本に出会います。大好きな絵本を繰り返し読んでもらうことで、子どもの読書欲は満たされ、幼児期の大切な思い出になります。

【小学校低学年】

小学校入学によって文字を覚え、徐々に自分の力で本を読むようになります。これまで大人に読んでもらっていたものを、自分でも読むことができるようになります。しかし、文字を追うことにとらわれがちになり、なかなか想像を広げることができません。この時期には、大人と一緒に読んであげることが必要です。親子で絵本を一緒に読んだり、読み聞かせをしたりするなど、子どもと共有できる時間をつくるのが大切です。

【小学校中学年】

学校生活に慣れ、興味が広がり、絵本や簡単な読み物だけでなく、科学や歴史の本などのジャンルを読み深める子どももでてきます。このような本には授業で出会うことが多いので、関連図書の紹介コーナー等の読書環境を整えることも重要です。しかし、一方ではまだ本に親しみが持てない子どももいますので、読み聞かせやストーリーテリング(※3)ブックトーク(※4)等で、本の世界を楽しく紹介する試みも大切です。

【小学校高学年】

高学年になると、興味・関心が多様になり、読書の傾向にも個人差が出てきます。読書の習慣を身につけるためには、本だけに限らず、新聞や雑誌、インターネットのホームページなど、様々な資料や情報を活用できるように工夫することも必要です。

また、自分を見つめ直し、生き方について考えられるようになるこの時期に、ブックトーク等でふさわしい本と出会うきっかけづくりも大切です。

【中学生・高校生】

思春期をむかえ、心身ともに大きな変化が訪れる時期です。学習や部活動などでも忙しく、様々な悩みや問題を抱える子どももいます。

こうしたことと向き合っていく過程で、読書を通して答えを得る事例もあり、そのためにも自由に幅広く読書ができるように、環境を整えておくことが重要です。

一方、高度な知識を習得したいという欲求や色々な事柄への関心も強くなるので、家庭や地域はこの年代の子どもに十分な情報提供ができるように対応していくことが望まれます。

(3) 家庭、地域、各読書活動機関を通じた子どもの読書活動の推進

子どもが読書の楽しさを感じるためには、乳幼児期から楽しく読書に親しむ機会を作るとともに、読書の習慣を身につけることが重要です。このためには、大人自身が読書の意義を理解し、家庭で率先して読書する姿勢を示すことが必要です。そのうえで、社会全体での取組が必要であり、各読書活動機関が子どもの読書活動の意義を理解し、その担うべき役割を果たすことが求められます。

(4) 読書活動推進のための環境整備・充実

子どもの自主的な読書活動を促進するためには、子どもが身近に本に接することのできる公共図書館、学校図書館、地区公民館図書室(図書コーナー)などの施設が果たすべき

役割は大きく、それぞれが機能を十分に発揮するために、施設・設備の整備や図書資料の充実が求められます。

また、大切な1冊の本に出会えるために、物的環境と併せて人的環境の整備・充実を図ります。図書館司書及び司書補（※5）「以下（司書）」、司書教諭（※6）や学校司書（※7）および図書ボランティアなどの人材を育成・拡充し、子どもたちの発達段階に応じたきめ細やかな読書指導を行います。

第3章 計画推進のための取組（現状及び目標）

1 家庭・地域における読書活動の推進

（1）ブックスタート事業（※8）による保護者への啓発

吉崎市では、乳幼児期からの読書活動の推進を図るため、4～5か月健診受診者へ絵本のプレゼントを行っています。健診会場で4～5か月健診受診者すべてに、保育士がブックスタート事業の説明を添えて読み聞かせをし、ブックスタートパック（絵本1冊、はじめての絵本に関する冊子等）を手渡しています。このブックスタート事業をきっかけに、乳幼児期からの読み聞かせの重要性を保護者にもっと理解してもらえるように、今後もブックスタート事業を継続して行います。

<具体的な取組>

- ブックスタート事業の継続
- 読書可能施設紹介チラシ配布
- こんにちは赤ちゃん訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）（※9）でふれあい遊びBOOKセット（※10）の配布
- 絵本選びのポイント紹介チラシ配布

（2）「家族10分間読書運動」の推進

家族ぐるみの読書は、親子のコミュニケーションの質を高め、子どもの社会性を育む大切な基礎となります。長崎県では、子どもがいる家庭で10分間程度時間を設け、乳幼児期の読み聞かせに始まり、子どもが読んで家族で聞き合う、同じ本を読んで感想を述べ合う、新聞を読んで話し合う等、子どもの成長に合わせて、家族で楽しむことを目的とした読書活動を「家族10分間読書運動」と位置づけ、ココロねっこ運動の一環として推進しています。

家族での読書活動の意義や重要性について、PTA活動・青少年健全育成活動を通して広く普及・啓発を図り、保護者の理解を図るよう努めます。

<具体的な取組>

- 「家族10分間読書運動」についてPTA・青少年健全育成協議会研修会等における、啓発チラシの配布（県作成家庭読書啓発リーフレットを活用）
- 学校やPTA・青少年健全育成協議会等と連携し、ノーマディアデー（※11）を推進
- 子どもにとって大切な1冊となるために積極的に本を贈る

（3）地域・地区公民館での読書活動の推進

地区公民館では公共図書館から蔵書を一定期間借り入れ、地域での読書活動が推進できるよう取組を行っています。地域の子どもたちがより多く手に取り本に親しむことができ、併せて市内全部の公民館図書室が有効に活用することを目指します。

＜具体的な取組＞

- 公共図書館による出前講座の活用
- 地区公民館図書室の充実・活性化
- 市内書店と連携・協力して「長崎県の子どもにすすめる本500選」(※12)をはじめとする、子ども向けの図書の充実
- 地区公民館図書室の認知度を高めるため、地域へ定期的に公民館だより・チラシを配布
- 地区公民館施設等を利用してブックリサイクルの設置
- 地域の協力による各地区公民館でのおはなし会の実施

ブックスタート配布率

| | 市の現状(2018年) | 目標(2023年) |
|-------------|-------------|-----------|
| 年間乳児への本の配布率 | 91% | 95%以上 |

〔健康増進課調査〕

団体貸出(※13)冊数

| | 市の現状(2018年) | 目標(2023年) |
|----------|-------------|-----------|
| 年間団体貸出冊数 | 13,396冊 | 15,000冊以上 |

〔社会教育課調査〕

2 保育所・幼稚園・認定こども園、小学校・中学校における

子どもの読書活動の推進

保育所・幼稚園・認定こども園(以下、「保育所・幼稚園等」という。)、小学校・中学校は、子どもが生涯にわたって読書に親しみ、読書を通じて様々な力を培っていく上で、かけがえのない大きな役割を担っています。

保育所・幼稚園等は、乳幼児期の子どもが読書の楽しさを知ることができるよう、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(以下「幼稚園教育要領等」という。)に基づき、絵本や物語に親しむ活動を積極的に行うことが必要です。また、保護者に対し、読み聞かせ等の大切さや意義を広く普及することが求められています。

学校教育法第21条においては、義務教育として行われる普通教育の目標の一つとして「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」が規定されています。併せて、学習指導要領においても、言語活動を充実するとともに、学校図書館を計画的に利用し、その機能の活用を図り、児童生徒の自主的・自発的な読書活動を充実させることとされています。

これらを踏まえ、保育所・幼稚園等、小学校・中学校の各段階において、子どもが生涯にわたる読書習慣を身に付け、読書の幅を広げるため、適切な支援や指導を行うことが必要です。

また、学校図書館は、様々な学習・指導場面での利活用を通じて児童生徒の学習活動を効果的に進めるための中核的な施設として、整備充実を図ることが重要です。さらに、学校図書館の運営にあたっては、校長のリーダーシップの下、司書教諭をはじめとするすべての教職員、学校司書が互いに連携しなければなりません。

<具体的な取組>

①保育所・幼稚園等の具体的取組

- 幼稚園教育要領等に基づき、読み聞かせ等の絵本や物語に親しむ活動の充実
- 絵本コーナーの整備充実
- 未就園児を対象とした子育て支援活動の一環として読み聞かせ活動等の充実
- 保護者に対して、家庭で読書に親しむことの意義や大切さを伝える
- いつでも自由に読めるような月刊絵本の活用・推進

②小学校・中学校の具体的取組

ア 学習指導要領を踏まえた読書活動の推進

- 発達段階に応じた読書指導の計画的実施
- 学校図書館を活用した学習活動の計画の作成と実施（学校図書館教育全体計画、学校図書館年間指導計画等）
- 障がいのある子どもの豊かな読書活動の推進

イ 読書習慣の形成に向けた読書機会の確保

- 朝の読書、読み聞かせ等、全校で取り組む読書活動の継続的な実施
- 子ども同士の読書への関心を高める取組の導入
（活動例）「ブックトーク」「ビブリオバトル（知的書評合戦※14）」「読書会（※15）」
「ペア読書（※16）」「ストーリーテリング」など
- 係・当番活動、委員会活動等を通じた子どもの主体的な取組の推進

ウ 学校図書館の整備充実

- 学校図書館資料の「選定、廃棄、更新、偏りのない蔵書構成」等の計画的整備
- 学校図書館機能の充実
「読書センター」：児童生徒の読書活動、読書指導の場としての機能
「学習センター」：児童生徒の学習活動の支援、教職員の授業改善等に対応する機能
「情報センター」：児童生徒・教職員の情報ニーズへの対応、児童生徒の情報収集・選択・活用能力を育む機能

エ 学校内の協力体制の整備

- 図書館教育担当を中心とした全職員で取り組む体制づくり
- 教職員の意識や指導力向上、学校図書館を活用した指導の充実のための校内研修実施
- 学校司書の効果的な活用

③ 吉岐市の具体的取組

ア 保育所・幼稚園等・学校への働きかけ

- 読書活動の充実や図書環境の整備等について指導

イ 学校司書の配置

- 小学校・中学校に学校司書を継続的に配置

ウ 公共図書館との連携の推進

- 保育所・幼稚園等・学校への公立図書館活用について情報発信の充実
- 園児・児童・生徒への公共図書館活用についての出前イベントの推進

【参考資料】

幼稚園読み聞かせ状況

| | 市の現状（2018年） |
|---------------|-------------|
| 一週間読み聞かせの平均冊数 | 8.9冊 |

〔社会教育課調査〕

幼稚園・保育所蔵書冊数

| | 市の現状（2018年） |
|--------------|-------------|
| 園児1人当たりの蔵書冊数 | 23.9冊 |

〔社会教育課調査〕

幼稚園・保育所貸出冊数

| | 市の現状（2018年） |
|----------------|-------------|
| 園児1人当たりの年間貸出冊数 | 22.4冊 |

〔社会教育課調査〕

学校図書館貸出冊数

| | 市の現状（2018年） |
|-----------------|-------------|
| 小学生1人当たりの年間貸出冊数 | 118冊 |
| 中学生1人当たりの年間貸出冊数 | 12冊 |

〔学校運営に関する調査：県義務教育課〕

朝読書の実施

| | 市の現状（2018年） |
|-------------------|-------------|
| 小学校1校当たり1週間平均実施回数 | 2.3回 |
| 中学校1校当たり1週間平均実施回数 | 4.7回 |

〔学校運営に関する調査：県義務教育課〕

3 公共図書館における読書活動の推進

（1）図書の充実および環境の整備

子どもそれぞれの年代に合わせた図書の充実を図ります。子どもたちが求める本や資料を把握し、きめ細やかな図書の提供に努めます。また、社会の興味・関心、貸出の傾向などを敏感に察知し、選書に反映します。

また、親子連れでも利用しやすい公共図書館として環境づくりに努めます。

＜具体的な取組＞

- 発達段階に合わせた子ども読書コーナーの充実や司書おすすめ本の紹介コーナーの整備
- 地域のニーズに即した書架の整備
- インターネットでの資料検索や予約システムの充実・活用促進
- 図書返却体制の充実
- 公共図書館の開館時間の延長
- 地区公民館が連携する為のシステム導入を含めたネットワーク化の構築
- 公共図書館司書の設置、雇用

（２）乳幼児向けおはなし会

公共図書館では、職員や読み聞かせボランティアによるおはなし会を随時行っています。絵本の読み聞かせ・わらべうた・手遊び・紙芝居・パネルシアター（※17）等さまざまな内容を通して、家庭での読み聞かせのきっかけ作りをしています。

家庭における読書活動を推進するため、今後は乳幼児を対象とした定期的なおはなし会を実施します。

＜具体的な取組＞

- 乳幼児向けおはなし会の内容充実および継続実施
- 保育所・幼稚園等への出前おはなし会の実施
- 乳幼児向け絵本のブックリストを随時配布

（３）乳幼児および児童へのサービスの維持・充実

公共図書館では、乳幼児から小学生までを対象とした、図書の貸出、情報の提供、読書相談や読書イベントを実施します。また、読書活動の拠点として家庭・地域・各読書活動機関への支援を進めます。

児童が公共図書館を活用する力をつけるために、資料の探し方・調べ方や本の選び方についての支援を行います。

＜具体的な取組＞

- 「吉岐の子どもたちにすすめたい本」の年齢別お薦めブックリストの定期的な作成
- 保育所・幼稚園等・小学校の子どもが公共図書館に親しみを持てるよう、積極的な公共図書館見学の受入れ
- 「子ども読書の日」関連事業として、小学生向けに「一日図書館体験」を募集し、公共図書館の仕事体験をする機会を提供
- 親子で楽しめる読書イベント、親子別々のおはなし会や家庭読書の大切さについての講話・ゲームなどを盛り込んだ「子ども読書の日」関連事業の開催

(4) 中高生向けのサービスの維持・充実

青年期（中高生）は生き方や進路について考えるなど、自己を確立し心身共に成長する時期です。中高生向けのYA（ヤングアダルト）コーナーを設け、読書環境の充実を図ります。中高生への情報発信や、公共図書館内に特集コーナーを設けるなど、YAコーナーの存在や蔵書を知らない中高生に周知します。

また、公共図書館への職場体験やボランティア活動により、生徒自身が本に触れる体験をすることで、本への興味や関心を高めます。

<具体的な取組>

- 中高生の職場体験・ボランティア活動を積極的に受入れ、子どもへの読み聞かせ活動も行ってもらおう
- YAコーナーに「職業」「生き方」「趣味」などテーマごとの本を配架および充実
- 中高生向けブックリストの作成および配布

(5) 学校図書館との連携

子どもたちの最も身近にある学校図書館がよりよく活動できるように、学校のニーズを把握し、各学校の授業内容に沿った図書貸出や資料・情報の提供をします。その際、児童生徒が求める図書が未所蔵の場合、他の公共図書館からの相互貸借などで可能な限り提供します。また、学校図書館を通じて公共図書館への興味・関心を持ってもらえるよう、公共図書館の本の紹介や行事のPRも定期的に行います。

<具体的な取組>

- 年間を通して、小・中学校へのおはなし会の実施
- 公共図書館司書、学校司書との定期的な研修会の開催
- 学校図書館とのネットワーク化の構築

(6) 読み聞かせボランティアの養成と支援

学校や地域において活躍できるボランティアの養成を図るとともに、その活動の場の提供をします。読み聞かせボランティア活躍の場を紹介し、地域に即したサービスの実現に努めます。

また、研修の内容を初級・中級・上級と、より専門的な内容を学べるようにします。

<具体的な取組>

- ボランティアの協力による移動図書館（※18）の充実
- ボランティア養成講座（初級・中級・上級）の開催
- 定例で催されるおはなし会やイベントなど、ボランティアの活動の場の提供
- ボランティア養成講座修了者の中から、公共図書館ボランティア登録者を募集
- 大型絵本・紙芝居・紙芝居舞台・拍子木等の貸出による各団体への支援

(7) 広報・啓発活動の充実

子どもの読書活動に関する理解を深め推進するために、子どもはもとより保護者をはじ

めとする大人に対しても広報・啓発活動が必要です。

新刊情報やイベント情報等について積極的に情報発信します。

<具体的な取組>

- 館内において掲示物での情報発信
- 学校を通して子どもに対する新刊情報発信
- 保護者に対して公共図書館案内、新刊情報やイベント情報を広報誌・回覧・HPにより広報・啓発

(8) 公共図書館事業の取組

公共図書館は人と本を結びつける場です。普段、公共図書館を利用しない人も足を運びたくなるような魅力あふれる事業の実施に努めます。事業をきっかけとして公共図書館を身近に感じ、利用の拡大につながるよう市民に周知し、積極的な参加を促します。

また、公共図書館事業がイベントのみに終わらず、利用促進や読書推進につながるよう、その後の継続的な取組を実施します。

<具体的な取組>

- 子どもたちが気軽に参加できるような工作教室などのワークショップの開催
- 出前おはなし会、ビブリオトーク（※19）、ビブリオバトル、読書会の開催
- イベント内容に応じた関連書籍の収集、展示、紹介

公共図書館読書推進活動

| | 市の現状（2018年） | 目標（2023年） |
|--------------|-------------|-----------|
| 年間読書推進活動実施回数 | 26回 | 36回以上 |

〔社会教育課調査〕

人口割来館回数

| | 市の現状（2018年） | 目標（2023年） |
|----------------|-------------|-----------|
| 人口1人当たりの年間来館回数 | 1.3回 | 1.6回以上 |

〔社会教育課調査〕

人口割子どもの来館者回数

| | 市の現状（2018年） | 目標（2023年） |
|-----------------|-------------|-----------|
| 子ども1人当たりの年間来館回数 | 3.1回 | 3.7回以上 |

〔社会教育課調査〕

人口割貸出冊数

| | 市の現状（2018年） | 目標（2023年） |
|----------------|-------------|-----------|
| 人口1人当たりの年間貸出冊数 | 2.8冊 | 3.4冊以上 |

〔社会教育課調査〕

4 図書ボランティアによる読書活動の推進

子どもの読書活動を推進していくためには、地域、家庭、学校の連携が必要不可欠です。

それらをつなぐ重要な役割を担っているのが図書ボランティアです。

小中学校単位の図書ボランティアが島内22校のうち16校にあります。盈科小学校おはなしぽっけ、渡良小学校しゃぼんだま、柳田小学校ひまわり、沼津小学校なないろ、志原小学校おしゃべりポム、初山小学校図書ボランティア、鯨伏小学校図書ボランティア、勝本小学校ブックサポーター、霞翠小学校ゆめたま組、箱崎小学校スマイルクラブ、瀬戸小学校図書ボランティア、那賀小学校ほんわか、田河小学校図書ボランティア、八幡小学校ビッグドリーム、芦辺小学校図書ボランティア・マザーグース、石田小学校おはなしバルーン、の16団体です。

また、小学校単位外に読書推進活動を行っている図書ボランティアが、勝本幼稚園フレンズ、瀬戸幼稚園図書ボランティア、いきのしまおやこ文庫、そらまめ劇団の4団体あります。

今後も各読書活動機関と連携し、図書ボランティアによる更なる読書活動を進めます。

＜具体的な取組＞

- 各団体による読み聞かせ活動等の継続
- 島内の図書ボランティア団体の交流及びネットワークの形成
- 新しく図書ボランティア団体を立ち上げる際の協力
- スキルアップのための研修・勉強会等への参加、講演の企画

図書ボランティア活動内容

| | 市の現状（2018年） | 目標（2023年） |
|------------------|-------------|-----------|
| 小学校1校当たり月間平均実施回数 | 2.1回 | 2.5回以上 |

〔図書ボランティアに関する調査：県生涯学習課〕

図書ボランティア人数

| | 市の現状（2018年） | 目標（2023年） |
|----------------|-------------|-----------|
| 壱岐市内図書ボランティア人数 | 155人 | 180人以上 |

〔図書ボランティアに関する調査：県生涯学習課〕

資料1

用語解説

| |
|---|
| ※1 読み聞かせ …1ページ 子どもに絵本を見せながら読んで聞かせること。幼児にとっては耳からの読書であり、子どもの読書への動機づけとしての意義は大きい。 |
| ※2 おはなし会 …2ページ 子どもにおはなしを聞かせる集まり。内容は対象となる子どもの年齢等に併せて、絵本の読み聞かせや手遊びなど、子どもが興味を持つよう工夫して行われます。 |
| ※3 ストーリーテリング …3ページ 語り手が物語を覚えて語り聞かせることです。 |
| ※4 ブックトーク …3ページ 相手に本への興味が湧くような工夫を凝らしながら、あるテーマに沿って本を紹介することです。子どもの発達段階に合わせて、紹介する本の冊数や子どもの人数を調整することも可能で、テーマに沿って様々な本に触れ、読書の幅を広げることができます。 |
| ※5 司書及び司書補 …4ページ 図書館の専門的業務に従事する職員の総称。またその資格をもつ図書館員です。 |
| ※6 司書教諭 …4ページ 「学校図書館法」に規定された学校図書館の専門的業務にあたる職員で、教諭をもって充てるとなっており、平成15年度から12学級以上の学校には配置が義務付けられています。 |
| ※7 学校司書 …4ページ 学校図書館の円滑な運営のための様々な職務を日常的に担うとともに、適切な資料提供によって児童生徒の学びを支える職員です。 |
| ※8 ブックスタート事業 …4ページ 市区町村自治体が行う乳幼児健診等で「絵本」をプレゼントする活動。赤ちゃんと保護者が、絵本を介して心ふれあう時間を持つきっかけを届けるものです。 |
| ※9 こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業） …4ページ 児童福祉法で定められた事業で、生後4か月までの乳児がいる家庭に、保健師・助産師・看護師が訪問を行い、育児に関する不安や悩みの傾聴や相談、子育て支援に関する情報提供等を行う事業です。 |
| ※10 ふれあい遊びBOOK セット …4ページ 生後間もない時期から、絵本の読み聞かせを通して、ママやパパ、赤ちゃんのふれあう時間をもつきっかけをお届けするものです。 (セット内容：生後2・3か月からのふれあい遊びbook (情報誌)、絵本「ぎゅっぎゅっぎゅっ」、しまじろうクリアファイルの3点) |
| ※11 ノーメディアデー …4ページ 家族でテレビやゲーム、パソコンなどを使用しない日を設けて、家族団らんの時間をとったり、読書をしたりしようという取組です。 |
| ※12 「長崎県の子どもにすすめる本500選」 …5ページ 県内の公共図書館の司書や小・中・高校の学校図書館担当教諭が推薦した本の中から県の選定委員会を選んだ本です。 |

| |
|--|
| <p>※13 団体貸出 …5ページ</p> <p>公共図書館が学校や地域の団体に図書館資料をまとめて貸し出すことです。</p> |
| <p>※14 ビブリオバトル（知的書評合戦） …6ページ</p> <p>発表者が読んで面白いと思った本を一人5分程度で紹介し、その発表に関する意見交換を2～3分程度行い、すべての発表が終了した後に、どの本が一番読みたくなったかを参加者の多数決で選ぶ活動のことで。</p> |
| <p>※15 読書会 …6ページ</p> <p>数人で集まり本の感想を話し合う活動。その場で同じ本を読む、事前に読んでくる、1冊の本を順番に読む等、様々な方法があります。本の新たな魅力に気づき、より深い読書につながることができます。</p> |
| <p>※16 ペア読書 …6ページ</p> <p>2人で同じ本を同じ量読みあい、感想や疑問を話し合う読書法です。作品も読み深められ、友だち同士の仲も深まります。読む範囲を区切ることで、少し難しい本にも挑戦することができる活動のことで。</p> |
| <p>※17 パネルシアター …8ページ</p> <p>布を巻いた大きな板（パネルボード）の上に、絵の人形を貼ったりはがしたり、更には裏返したりしながら、展開する人形劇のことで。歌に合わせて動かしたり、クイズを出したり、手品のようなしかけで驚かせたりと、演じ手と子どもたちが、一体となって楽しめます。</p> |
| <p>※18 移動図書館 …9ページ</p> <p>公共図書館及び図書ボランティアの所有する蔵書を運び貸出を行って、図書館職員・図書ボランティアが読み聞かせ・劇・歌等を行います。</p> |
| <p>※19 ビブリオトーク …10ページ</p> <p>本の紹介をしながら、その中に内容と書評を織り交ぜることのできる活動のことで。自分の読んだ面白い本を紹介しあう、本の情報交換会のことで。</p> |

資料2

子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成13年12月12日 法律第154号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。